

桐蔭学園アカデミウム友の会会則

(名称)

第1条 本会は「桐蔭学園アカデミウム友の会」(以下、「本会」という。)と称する。

(事務局及び運営管理)

第2条 本会の事務局は、桐蔭学園トランジションセンター内(以下、「トランジションセンター」という。)に置き、その運営管理はトランジションセンターが代行するものとする。

(目的)

第3条 本会の目的は、トランジションセンターと、桐蔭学園シンフォニーホール(以下、「シンフォニーホール」という。)を運営する文化センターが連携し、トランジションセンター主催の講座及び事業、桐蔭学園主催(文化センター運営)のシンフォニーホールで行う事業(以下、「シンフォニーホール公演」という。)への参加の機会を提供することにより、会員の文化・芸術・教養の向上と会員相互の交流を図ることとする。

(活動)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、以下の諸活動を行う。

1. トランジションセンターが主催する、各種講座・セミナーへの参加促進及び支援、案内
2. シンフォニーホール公演への参加促進及び案内
3. 各種講座への意見の集約、提供
4. 講座・公演に関する情報提供(広報・事務連絡)および費用の収受
5. その他目的達成に必要な諸活動

(会員資格)

第5条 会員資格を有する者は、桐蔭学園に在籍する学生・生徒・児童・園児の家族、教職員とその家族、卒業生とその家族のうち、入会を希望する者とする。

2. 前項のほか、トランジションセンター主催の講座に受講をし、本規約に賛同する者とする。

(入会手続き及び会費)

第6条 入会希望の者は、別に定める入会申込フォームに必要事項を入力の上事務局に申し込むものとする。登録手続き完了後、事務局指定の振込用紙又は銀行振り込みで以下の年会費を納入するものとする。

1. 年会費は3,000円とする。(振込手数料は入会希望者負担とする)
2. 入会登録手続きをした日を入会日とする。

(会費の使途)

第7条 前条の会費の使途は、以下に定めるものとする。

1. 会員への各種事務連絡に関する通信及び消耗品費用
2. トランジションセンター開催講座への会員の受講費用の一部負担
3. シンフォニーホール公演開催費用への会員の鑑賞費用及び業務委託費用の一部負担
4. その他本会の運営、管理に充てるほか、第4条各項に定める活動

(会員の期間)

第8条 会員の期間は、入会月から翌年の入会前月の末日までとする。

(届出事項の変更)

第9条 会員は、届け出た氏名・住所・電話番号・メールアドレス・預金口座に変更が生じた場合は、すみやかに事務局に連絡するものとする。変更の届け出がないために生じた不利益については、事務局は責任を負わないものとする。

(退会)

第10条 退会の手続きは、以下の通りとする。

1. 会員による退会の申し出は、随時可能とする。
2. 年度更新を希望しない場合は、入会月の1ヶ月前に、電話又はメールで連絡するものとする。その際、受講料・鑑賞料・施設利用料の未払い金があった場合は、支払いを完了するものとする。
3. 退会の申し出のない限り自動継続とし、1年分の年会費は登録の銀行口座から引落しするものとする。
4. 年会費が所定の時期までに支払われない場合は、会員は会員資格を失うものとする。
5. 年度途中の退会については、年会費(月割り)は返還しないものとする。

(会員特典・サービス)

第11条 会員は、以下のサービスを受けることができるものとする。

1. トランジションセンターが主催する各種講座の会員割引価格での受講(会員本人に限る)
 2. シンフォニーホール公演の鑑賞チケットの購入(演目により人数制限を設ける場合あり)
- (会員特典・サービスの中断又は中止)

第12条 本会は、以下のいずれかに該当する場合、会員特典・サービスの運用の全て、又は一部を中断・中止することができるものとする。

1. 本会が設置又は管理する設備の異常、故障、障害その他会員サービスをお客様に提供できない事由が生じた場合。
2. 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、クーデター、テロ、侵略、暴動、感染症、政府による決定その他自然的又は人為的な事象により、会員特典・サービスができなくなった場合。
3. その他、本会が会員特典・サービスの運営上必要と判断した場合。

(運営)

第13条 本会の運営は、会員から徴収する年会費(3,000円)をもって充てるものとする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第15条 本会に会計監査を置く。

1. 会計監査は、会の会計事務を監査し、その結果を会員に報告する。
2. 会計の監査は、随時これを行うことができる。

(会計報告)

第16条 活動年度ごとに収支報告書を作成し、これを会員に報告するものとする。

2. 決算上剰余金が生じたときは、次活動年度に繰り越すものとする。

(規約の変更)

第17条 本会は、必要があるときは本会則を変更することができるものとし、この場合、変更内容及びその理由を会員に通知するものとする。

(個人情報)

第18条 入会にあたって入手した個人情報については、桐蔭学園個人情報保護方針を準用し、かつ個人情報保護条例を遵守し適切に管理するものとする。

1. 定められた業務を実行する上で、必要に応じ以下の目的のために利用するものとする。

- (1) トランジションセンター事業及びシンフォニーホール公演の案内の送付
- (2) トランジションセンター事業及びシンフォニーホール公演の案内の送信(メール)
- (3) 会員が購入したチケットの送付
- (4) 年会費及び受講料、鑑賞料の請求
- (5) その他必要な事務連絡、本会運営に付随する業務

2. 会員から自身に関する情報の開示、訂正、利用停止、消去の依頼があった場合は、本人であることを確認した上で、特別な理由がない限り速やかに対応するものとする。

(附則)

1. 本会規約は、令和5年4月より施行する。
2. 本会規約は、令和6年4月より施行する。

桐蔭学園アカデミウム友の会事務局
〒225-8502 横浜市青葉区鉄町1614番地
学校法人 桐蔭学園
桐蔭学園トランジションセンター内
TEL:045-975-0971/FAX:045-975-2110
MAIL:mhtomo@toin.ac.jp